

一方的に送りつけられた商品にご注意！

「頼んでもいないのに食品が送られてきた。どのように扱ったらいいか」など、一方的に送り付ける商法についての相談が増えています。

相談事例 1

母親に、何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近は電話を取らなくなったが、昨日その事業者からのカニの不在通知が入っていた。受け取り拒否をしてよいか。（当事者：80歳代 女性）

相談事例 2

実家に行ったところ、母親宛てに注文していない健康食品が届いており、定期購入と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。どうしたらよいか。（当事者：90歳代 女性）

アドバイス

- このように消費者が注文をしていないのに、一方的に商品を送りつけて代金を請求する手口を「送り付け商法（ネガティブオプション）」といいます。
- 特定商取引法が改正され、このような場合は、直ちに処分することができるようになりました。
- 一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- 贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。
- お金を支払ってしまっても取り戻せる場合があります。
(国民生活センターの発表情報を参考にしました)

少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！

あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

伊奈町消費生活センター ☎048-721-2111（内線 2234）

月曜日から木曜日 （10 時～15 時）

消費者ホットライン ☎（市外局番なし）188